

新	旧	備考
<p>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015 沿革 (略) <u>令和2年12月24日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	<p>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015 沿革 (略)</p> <p>海外事業資金貸付のうち、当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるもの（以下「劣後ローン」という。）に係る海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	
<p>第1条～第2条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p>	
<p>(各保険年度の資金貸付及び保証債務の通知)</p> <p>第3条 保険契約者又は被保険者は、<u>海外事業資金貸付保険手続細則</u>（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044。以下「<u>手続細則</u>」という。）第6条の規定に基づき、償還金額及び償還期限確定の通知書を提出するまでの間、海外事業資金貸付金債権等の取得又は保証債務の負担について、次の各号に規定する日までに、日本貿易保険に対し、別紙様式第1「海外事業資金貸付保険（劣後ローン特約）資金貸付・利率(予定・確定)通知書」及び同様式別表による通知を行うものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>(各保険年度の資金貸付及び保証債務の通知)</p> <p>第3条 保険契約者又は被保険者は、海外事業資金貸付保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044）第6条の規定に基づき、償還金額及び償還期限確定の通知書を提出するまでの間、海外事業資金貸付金債権等の取得又は保証債務の負担について、次の各号に規定する日までに、日本貿易保険に対し、別紙様式第1「海外事業資金貸付保険（劣後ローン特約）資金貸付・利率(予定・確定)通知書」及び同様式別表による通知を行うものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	
<p>第4条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和3年1月18日から実施する。</u></p>	<p>第4条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(別添1)</p> <p>劣後ローン特約</p> <p>第1章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約（てん補危険）</p> <p>第1条 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日17 - 制度 - 00011。以下「約款」という。）第3条の規定にかかわらず、次の第1号又は第5号に該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合、及び次の第2号から第4号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）により、被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額につき、当該海外事業資金貸付金債権等に係る契約に定められた期限の利益喪失事由が発生した場合には、約款第3条第9号に、次の第6号に該当する事由が発生した場合（被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額につき、支払期限が到来している場合に限る。）には、約款第3条第10号にそれぞれ該当するものとし、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこれらにより貸付金等を回収できないことにより受ける損失に限り、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。<u>ただし、海外事業資金貸付の相手方が貸付先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（再投資先企業（海外事業資金貸付の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含む。以下同じ。）の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。以下「主要な事業資産等」という。）に係る第2号から第4号までのいずれかに該当する事由により受ける損失にあつては、当該主要な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場合に限る。</u></p>	<p>(別添1)</p> <p>劣後ローン特約</p> <p>第1章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約（てん補危険）</p> <p>第1条 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日17 - 制度 - 00011。以下「約款」という。）第3条の規定にかかわらず、次の第1号又は第5号に該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合、及び次の第2号から第4号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）により、被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額につき、当該海外事業資金貸付金債権等に係る契約に定められた期限の利益喪失事由が発生した場合には、約款第3条第9号に、次の第6号に該当する事由が発生した場合（被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する海外事業資金貸付金債権等の全額につき、支払期限が到来している場合に限る。）には、約款第3条第10号にそれぞれ該当するものとし、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこれらにより貸付金等を回収できないことにより受ける損失に限り、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p>	

新	旧	備考
<p>一～三 (略)</p> <p>四 海外事業資金貸付の相手方が<u>主要な事業資産等</u>を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該海外事業資金貸付の相手方について事業不能等が生じたこと。</p> <p>ただし、当該海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該海外事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合<u>については別に特約が付されているものに限る。</u></p> <p>五～六 (略)</p>	<p>一～三 (略)</p> <p>四 海外事業資金貸付の相手方が<u>不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの</u>（以下「<u>重要資産等</u>」という。）を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該海外事業資金貸付の相手方について事業不能等が生じたこと。</p> <p>ただし、<u>次のイ及びロに掲げる場合については本特約で別に規定されているものに限る。</u></p> <p><u>イ 重要資産等が貸付先国又は地域以外の国又は地域に存在する場合</u></p> <p><u>ロ 当該海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該海外事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合</u></p> <p>五～六 (略)</p>	
<p>第2条～第6条 (略)</p>	<p>第2条～第6条 (略)</p>	
<p>(保険金額)</p> <p>第7条 第1条第1号から第5号までに該当する事由に係る保険金額は、保険価額に100分の95を乗じた金額の範囲内の額とする <u>(ただし、日本貿易保険が認める場合は100分の100とする。)</u>。</p> <p>2 第1条第6号に該当する事由に係る保険金額は、保険価額に100分の95を乗じた金額の範囲内の額とする <u>(ただし、日本貿易保険が認める場合は100分の100とする。)</u>。</p>	<p>(保険金額)</p> <p>第7条 第1条第1号から第5号までに該当する事由に係る保険金額は、保険価額に100分の95を乗じた金額の範囲内の額とする。</p> <p>2 第1条第6号に該当する事由に係る保険金額は、保険価額に100分の95を乗じた金額の範囲内の額とする。</p>	
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>	
<p>(各保険年度の資金貸付の予定通知)</p> <p>第9条 保険契約者又は被保険者は、各保険年度に予定される海外事業資金貸付金債権等の取得額及び取得日を日本貿易保険に通知しなければ</p>	<p>(各保険年度の資金貸付の予定通知)</p> <p>第9条 保険契約者又は被保険者は、各保険年度に予定される海外事象資金貸付金債権等の取得額及び取得日を日本貿易保険に通知しなければ</p>	

新	旧	備考
ならない。	ならない。	
第10条 (略)	第10条 (略)	
<p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第11条 被保険者は、<u>海外事業資金貸付の相手方が保有する再投資先企業の株式又は再投資先企業向け貸付金債権に質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。ただし、再投資先企業の事業に係る海外事業資金貸付の相手方の損失を第1条第1項第2号、第3号、若しくは第4号又は部分損失特約に基づきてん補する場合に限る(以下、当該再投資先企業を「保険対象再投資先企業」という。)</u>。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第11条 被保険者は、<u>第1条第4号イにて重要資産等を含めた株式若しくは貸付金債権又は部分損失特約にててん補対象を含めた再投資先企業(被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいう。以下同じ。)</u>の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権に質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(重大な内容変更)</p> <p>第12条 第1条第4号ただし書きに係る損失をてん補する場合、外国政府等との間の契約等の内容の変更は約款第20条で定める重大な内容変更等に該当するものとする。</p> <p>2 <u>手続細則別表2及び別表3の「資金貸付の相手方等」には、保険対象再投資先企業を含むものとする。</u></p> <p>3 <u>保険対象再投資先企業の事業内容の変更は、約款第20条第1項に定める重大な内容変更等に該当するものとする。</u></p>	<p>(重大な内容変更)</p> <p>第12条 第1条第4号ロに係る損失をてん補する場合、外国政府等との間の契約等の内容の変更は約款第20条で定める重大な内容変更等に該当するものとする。</p>	
第13条～第14条 (略)	第13条～第14条 (略)	
<p>(再投資に係る読み替え)</p> <p>第15条 <u>約款第6条第1号及び第7条第1号の「被保険者等」には、海外事業資金貸付の相手方及び保険対象再投資先企業を含むものとし、約款第31条第3項の「海外事業資金貸付の相手方」には、保険対象再投資先企業を含むものとする。</u></p>		

新	旧	備考
<p>第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約（てん補危険）</p> <p>第1条 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款」という。）第3条の規定にかかわらず、次の第1号から第5号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合には、約款第3条第1号りに、次の第6号に該当する事由が発生した場合には、約款第3条第2号にそれぞれ該当するものとし、次の第1号から第4号まで若しくは第6号のいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによって当該保証債務を履行したことにより被保険者が受ける損失又は次の第5号に該当する事由により被保険者が受ける損失に限り、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。<u>ただし、海外事業資金貸付の相手方が貸付先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（再投資先企業（海外事業資金貸付の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含む。以下同じ。）の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。以下「主要な事業資産等」という。）に係る第2号から第4号までのいずれかに該当する事由により受ける損失にあつては、当該主要な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券記載に記載されている場合に限る。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 保証債務に係る主たる債務者が<u>主要な事業資産等</u>を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該保証債務に係る主たる債務者について事業不能等が生じたこと。</p> <p>ただし、当該保証債務に係る主たる債務者又は被保険者が外国政府等と当該保証債務に係る主たる債務者が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結</p>	<p>第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約（てん補危険）</p> <p>第1条 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款」という。）第3条の規定にかかわらず、次の第1号から第5号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合には、約款第3条第1号りに、次の第6号に該当する事由が発生した場合には、約款第3条第2号にそれぞれ該当するものとし、次の第1号から第4号まで若しくは第6号のいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによって当該保証債務を履行したことにより被保険者が受ける損失又は次の第5号に該当する事由により被保険者が受ける損失に限り、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 保証債務に係る主たる債務者が<u>不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）</u>を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該保証債務に係る主たる債務者について事業不能等が生じたこと。</p> <p>ただし、<u>次のイ及びロに掲げる場合については本特約で別に規定されているものに限る。</u></p> <p><u>イ 重要資産等が保証債務に係る主たる債務者の所在する国又は地域以外の国又は地域に存在する場合</u></p>	

新	旧	備考
<p>果として損害を受けた場合については本特約で別に規定されているものに限る。</p> <p>五～六 (略)</p>	<p>ロ 当該保証債務に係る主たる債務者又は被保険者が外国政府等と当該保証債務に係る主たる債務者が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合</p> <p>五～六 (略)</p>	
<p>第2条～第6条 (略)</p>	<p>第2条～第6条 (略)</p>	
<p>(保険金額)</p> <p>第7条 第1条第1号から第5号までに該当する事由に係る保険金額は、保険価額に100分の95を乗じた金額の範囲内の額とする(ただし、日本貿易保険が認める場合は100分の100とする。)</p> <p>2 第1条第6号に該当する事由に係る保険金額は、保険価額に100分の95を乗じた金額の範囲内の額とする(ただし、日本貿易保険が認める場合は100分の100とする。)</p>	<p>(保険金額)</p> <p>第7条 第1条第1号から第5号までに該当する事由に係る保険金額は、保険価額に100分の95を乗じた金額の範囲内の額とする。</p> <p>2 第1条第6号に該当する事由に係る保険金額は、保険価額に100分の95を乗じた金額の範囲内の額とする。</p>	
<p>第8条～第10条 (略)</p>	<p>第8条～第10条 (略)</p>	
<p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第11条 被保険者は、保証債務に係る主たる債務者が保有する再投資先企業の株式又は再投資先企業向け貸付金債権に質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。ただし、再投資先企業の事業に係る当該債務者の損失を第1条第2号、第3号、若しくは第4号又は部分損失特約に基づきてん補する場合に限る(以下「保険対象再投資先企業」という。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第11条 被保険者は、第1条第4号イにて重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債権又は部分損失特約にててん補対象に含めた再投資先企業(被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいう。以下同じ。)の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権に質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(重大な内容変更)</p> <p>第12条 第1条第4号ただし書きに係る損失をてん補する場合、外国政府等との間の契約等の内容の変更は約款第19条で定める重大な内容変更等に該当するものとする。</p>	<p>(重大な内容変更)</p> <p>第12条 第1条第4号ロに係る損失をてん補する場合、外国政府等との間の契約等の内容の変更は約款第19条で定める重大な内容変更等に該当するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>2 <u>手続細則別表2及び別表3の「資金貸付の相手方等」には、保険対象再投資先企業を含むものとする。</u></p> <p>3 <u>保険対象再投資先企業の事業内容の変更は、約款第19条第1項に定める重大な内容変更等に該当するものとする。</u></p>		
<p>第13条～第14条 (略)</p>	<p>第13条～第14条 (略)</p>	
<p><u>(再投資に係る読み替え)</u></p> <p>第15条 <u>約款第6条第1号及び第7条第1号の「被保険者等」には、保証債務の主たる債務者及び保険対象再投資先企業を含むものとする。</u></p>		
<p>(別添2) (略)</p>	<p>(別添2) (略)</p>	